

届出を要する行為（重点景観づくり地区を除く市全域）

今後、景観計画に基づき、次の行為を行う際は、届出が必要となります。

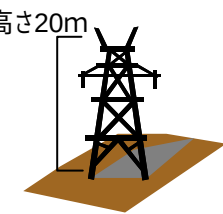
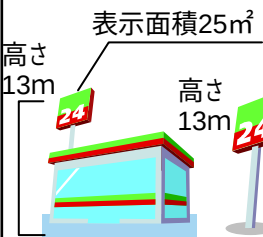
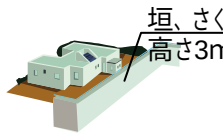
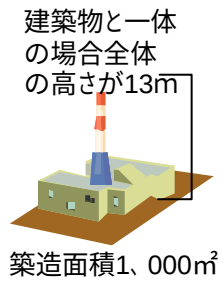
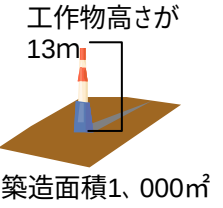
①建築物

対象行為	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
対象規模	以下のいずれかに該当するもの ア) 高さが13mを超えるもの イ) 建築面積が1、000㎡を超えるもの



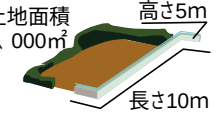
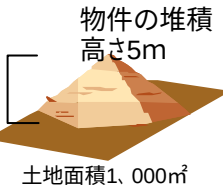
②工作物

対象行為	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
対象規模	- 煙突、排気塔その他これらに類するもの - アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの - 電波塔、物見塔、記念塔、装飾塔その他これらに類するもの - 彫像、記念碑その他これらに類するもの - 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの - 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 - コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 - 自動車車庫の用に供する立体的な施設 - 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 - 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	ア) 高さが13mを超えるもの （建築物と一体となって設置される場合： 当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるもの） イ) 築造面積が1、000㎡を超えるもの
	擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの	・ 高さが3mを超えるもの
	広告物、広告塔その他これらに類するもの	ア) 高さが13mを超えるもの （建築物と一体となって設置される場合： 当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるもの又は表示面積の合計が25㎡を超えるもの） イ) 表示面積の合計が25㎡を超えるもの
	電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む。)その他これらに類するもの	・ 地盤面からの高さが20mを超えるもの （電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合： 当該支持物の上端までの高さが20mを超えるもの）



③その他（法第16条第1項第4号の条例で定めるべき行為）

対象行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
対象規模	以下のいずれかに該当するもの ア) 堆積物件の高さが地盤面からの高さ5mを超えるもの イ) 当該行為に係る部分の土地の面積が1、000㎡を超えるもの
対象行為	土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
対象規模	以下のいずれかに該当するもの。 ア) 当該行為に係る部分の土地の面積が1、000㎡を超えるもの イ) 高さが5m及び長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの

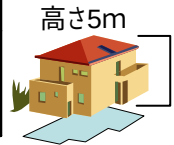


勝山重点景観づくり地区の届出を要する行為

今後、景観計画に基づき、勝山重点景観づくり地区で次の行為を行う際は、届出が必要となります。ただし、重点景観づくり地区のうち、周辺環境保全地区については、市全域の届け出行為に準じます。(次ページ参照)

①建築物

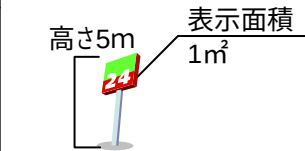
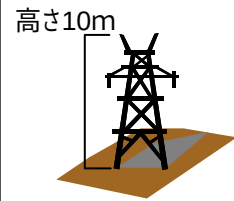
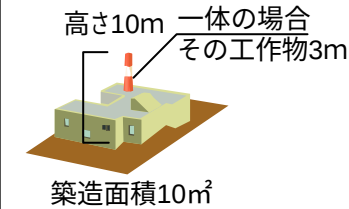
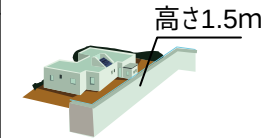
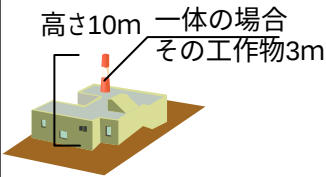
対象行為	新築、増築、改築若しくは移転	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
対象規模	以下のいずれかに該当するもの ア) 床面積の合計が10㎡を超えるもの イ) 高さが5mを超えるもの	・当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの



②工作物

対象行為	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
対象規模	- 煙突、排気塔その他これらに類するもの - アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの - 電波塔、物見塔、記念塔、装飾塔その他これらに類するもの - 彫像、記念碑その他これらに類するもの - 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	以下のいずれかに該当するもの ア) 高さが10mを超えるもの （建築物と一体となって設置される場合：当該工作物の高さが10mを超えるもの） イ) 建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが3mを超えるもの （彫像、記念碑等その他これらに類するものを除く） ウ) 増築後、改築後又は移転後の高さが10mを超えるもの
	擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの	以下のいずれかに該当するもの ア) 高さが1.5mを超えるもの イ) 増築後、改築後又は移転後の高さが1.5mを超えるもの
	- 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 - コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 - 自動車車庫の用に供する立体的な施設 - 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 - 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	以下のいずれかに該当するもの ア) 高さが10mを超えるもの （建築物と一体となって設置される場合：当該工作物の高さが10mを超えるもの） イ) 築造面積が10㎡を超えるもの ウ) 建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが3mを超えるもの エ) 増築後、改築後又は移転後の高さが10mを超えるもの又は、築造面積が10㎡を超えるもの
	電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの	以下のいずれかに該当するもの ア) 高さが10mを超えるもの イ) 電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さが10mを超えるもの ウ) 増築、改築又は移転後の高さが10mを超えるもの
	広告板、広告塔その他これらに類するもの	以下のいずれかに該当するもの ア) 表示面積の合計が1㎡を超えるもの イ) 地盤面から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、当該工作物自体の高さが1mを超えるもの

床面積10㎡



③その他（法第16条第1項第4号の条例で定めるべき行為）

対象行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
対象規模	以下のいずれかに該当するもの ア) 物件の高さが1.5mを超えるもの イ) 当該行為に係る部分の水平投影面積が100㎡を超えるもの
対象行為	土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
対象規模	以下のいずれかに該当するもの ア) 当該行為に係る部分の土地の面積500㎡を超えるもの イ) 高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの

